

## さやまっ子相談員取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、さやまっ子相談員（以下「相談員」という）の任用手続き及び勤務条件等について法令等に定めるものの他必要な事項を定めるものとする。

第2条 相談員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。

### (任用)

第3条 教育委員会は、次に掲げる要件を備えている者のうち、適当と認められた者を選考し、任用することができる。

- (1) 事業の趣旨を十分理解し、積極的に取り組む意欲のある者。
- (2) 心身ともに健康で、いじめ・不登校等児童生徒の心の問題に寄り添い、児童生徒及び保護者との相談に応じる知識及び経験のある者。

### (業務)

第4条 相談員は、配置校の校長の指揮監督のもと、次の業務を行うものとする。

- (1) 児童生徒及び保護者との相談、教育活動の支援に関すること
- (2) さやまっ子相談支援員への助言及び相談室の運営に関すること
- (3) 管理職及び教職員との連携に関すること
- (4) 学校・家庭・地域との連携に関すること（家庭訪問を含む）
- (5) その他、いじめ・不登校等への対応に関すること

### (任用期間及び勤務日数)

第5条 勤務日数は次のとおりとする。

- (1) 4月1日から7月31日 勤務日数 70日（年休 7日を含む）
- (2) 9月1日から3月31日 勤務日数 130日（年休12日を含む）

※年次有給休暇は、任用期間ごとに定めている。

### (勤務日及び勤務時間)

第6条 勤務日は、月曜日から金曜日までの範囲で、任用期間内における勤務日数以内とする。

- 2 勤務時間は、1日5時間30分勤務  
（9時45分から16時00分まで 休憩45分含む）
- 3 相談員は勤務する曜日を固定し、中学校1校、若しくは2校に勤務するものとする。
- 4 第2土曜日に授業を実施する場合には、週休日とする。ただし、校長が必要と認めた場合には勤務日となる。

- 5 勤務日及び勤務時間の割振りは、配置校の校長が定めるものとする。勤務日となる土曜日の勤務時間は4時間を上限とする。
- 6 配置校の校長は必要に応じ勤務日及び勤務時間の割振り変更を行うことができる。
- 7 休憩時間は、学校における常勤職員に準ずるものとする。

(報酬等)

第7条 報酬等の支給は、狭山市会計年度任用職員の報酬等に関する条例及び狭山市会計年度任用職員の報酬等に関する規則の定めるところによる。

(休暇)

第8条 休暇制度については、狭山市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇に関する規則の定めるところによる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、各職員の取扱いに関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。